

地方独立行政法人府中市民病院評価委員会の概要

1 設置の趣旨

地方独立行政法人府中市民病院評価委員会は、地方独立行政法人法第11条の規定に基づき設置を義務付けられている市の附属機関（地方自治法第138条の4第3項に規定する機関で、市の行政執行に伴い必要な審議等を行うことを職務とする機関）である。

評価委員会は、市長が行う中期目標の作成や中期計画の認可に際して意見を提示し、また、法人の業務実績を評価するなど地方独立行政法人制度において重要な役割を持つものである。

なお、評価委員会の組織などの事項については、地方独立行政法人府中市民病院評価委員会条例（平成23年府中市条例第2号）で規定している。

2 設置の関係法令

(1) 地方独立行政法人法（抜粋）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- (2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(2) 地方独立行政法人府中市民病院評価委員会条例（概要）

① 組織（第2条関係）

5人以内で組織し、次の者から市長が委嘱する。

- ・医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者
- ・その他市長が適当と認める者

② 任期（第3条関係）

2年（再任可）

③ 委員長及び副委員長（第4条関係）

委員の互選により定める。

④ 会議（第5条関係）

委員長が招集し、過半数の出席で開催可能

⑤ 意見の聴取等（第6条関係）

関係者に資料の提出や説明を求めることができる。

⑥ 委任（第9条関係）

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

3 所掌事務

(1) 法人の業務の実績に関する評価

	業務内容	時期	根拠法令
1	各事業年度における業務の実績についての評価	毎年(25年度～)	法 28
2	各事業年度における業務実績の評価結果の法人・市長に対する通知		
3	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告		
4	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表		
5	中期目標期間における業務の実績についての評価	中期目標期間終了後 ※28年度以降 (目標期間4年の場合)	法 30
6	中期目標期間における業務の実績の評価結果の法人・市長に対する通知		法 30 (法 28 準用)
7	中期目標期間における業務の実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告		
8	中期目標期間における業務の実績の評価結果の通知・勧告の公表		

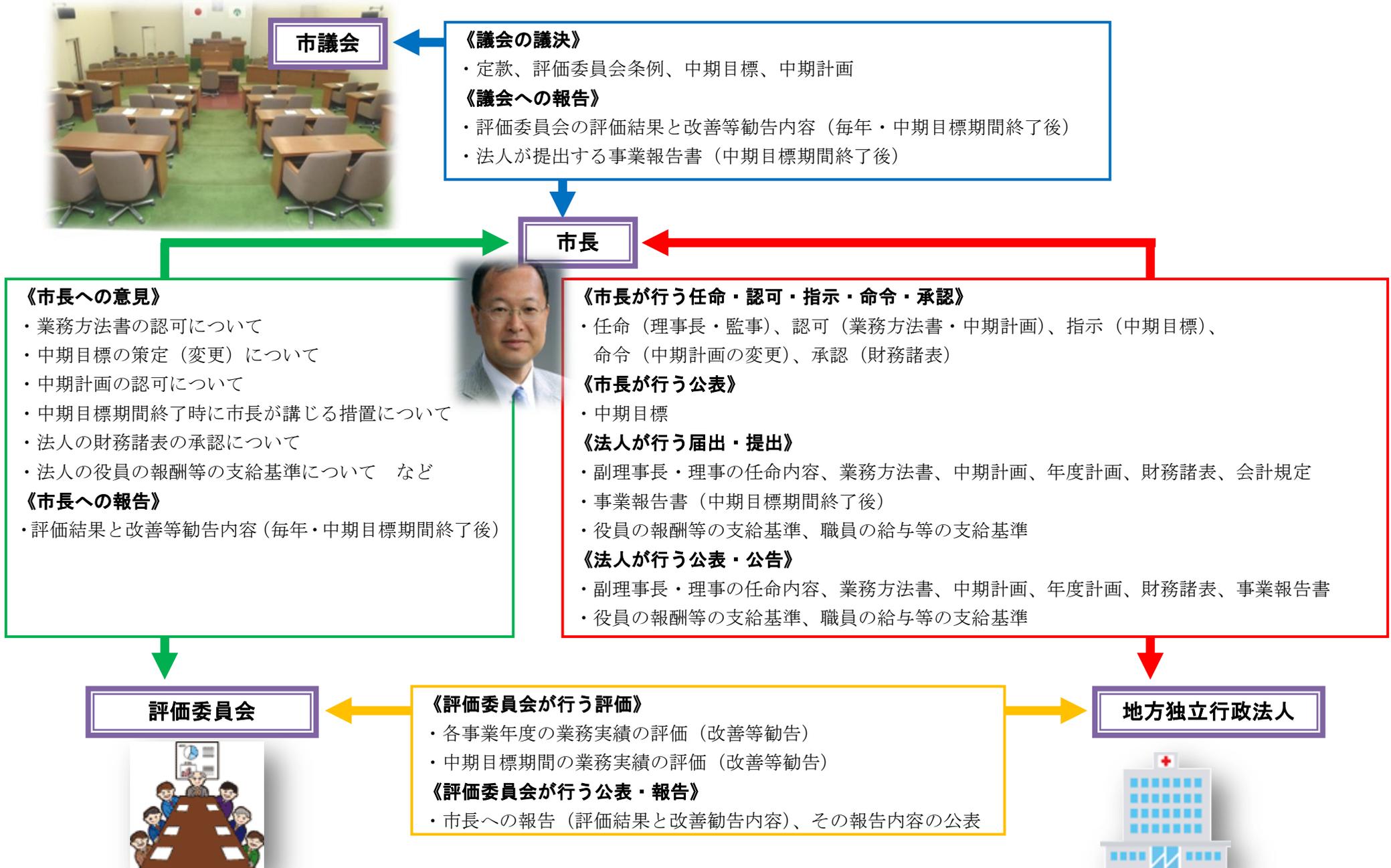
※ 根拠法令の欄：地方独立行政法人法の関係条項を示す。

(2) 市長からの意見聴取

	業務内容	時期	根拠法令
1	業務方法書に対して市長が認可する際の意見	作成：設立時 変更：必要時	法 22③
2	市長による中期目標の作成・変更の際の意見		法 25③
3	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見		法 26③
4	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	中期目標期間終了後 ※28年度以降 (目標期間4年の場合)	法 31②
5	市長による財務諸表の承認の際の意見	毎年(25年度～)	法 34③
6	中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって市長が承認する際の意見	必要時	法 40⑤
7	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見		
8	限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見		法 41④
9	短期借入金の借換に当たって市長が認可する際の意見		
10	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見		
11	法人の役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出	作成：設立時 変更：必要時	法 56① (法 49②準用)

※ 根拠法令の欄：地方独立行政法人法の関係条項を示す。

4 市長・議会・法人と評価委員会の関係図



地方独立行政法人府中市民病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人府中市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部医療政策課において処理する。

(報酬等)

第8条 第2条に規定する委員の報酬及び旅費は、府中市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）により支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に招集される会議及び第4条第1項の規定により委員長が互選される前に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。